

## 有料老人ホームの設置運営標準指導指針(規模及び構造設備)

(厚生労働省 老発0402第1号)

次の居室を設ける。個室とし、1人当たりの床面積は13㎡以上とする。

- ・一般居室
- ・介護居室  
一般居室で介護サービスが提供される場合等は設置不要
- ・一時介護室  
一般居室等で一時的な介護サービスの提供が可能な場合は設置不要

次の設備について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設ける。

- ・浴室
- ・洗面設備
- ・便所

提供するサービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設ける。

- ・食堂
- ・医務室又は健康管理室
- ・看護・介護職員室
- ・機能訓練室（専用室を確保するに限らず、機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む）
- ・談話室又は応接室
- ・洗濯室
- ・汚物処理室
- ・健康・生きがい施設（スポーツ、レクリエーション等のための施設、図書室その他の施設）
- ・事務室、宿直室その他の運営上必要な設備

介護居室のある区域の廊下は、次の何れかによる。

- ・すべての介護居室が個室で、1室当たりの床面積が18㎡以上で、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合、廊下の幅は1.4m(中廊下の幅は1.8m)以上とする
- ・上記以外の廊下の幅は1.8m(中廊下の幅は2.7m)以上とする